

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200001	金融庁、公正取引委員会	銀行による優先株の保有規制の緩和	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。</p> <p>「他の国内の会社が発行した株式の転換が行われたことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合」は、当該会社の議決権を保有する銀行業等を営む会社の請求による場合を除き、独占禁止法第11条第1項第6号に規定する「他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合」として、いわゆる5%ルールの例外とされている(平成14年公正取引委員会規則第8号)。</p> <p>一方、同条第1項ただし書により、別途事前認可により5%超の議決権保有が可能になっている。</p>	d		<p>事前認可については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)に基づき事前認可を行っている。同「考え方」の第1の2の個別認可においては、申請会社による議決権保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響、の3点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとしており、この3点を満たすものについて現行制度において認可を行うことが可能である。</p>		<p>産業再生に関連して銀行による優先株の保有は拡大しており、そのexitをどう考えるかは喫緊の課題。「銀行の請求による場合」の転換についての銀行法上の取り扱いについても、公正取引委員会の見解を踏まえ、検討願いたい。併せて、検討のスケジュール(検討時期)につき具体的に示されたい。</p>	d	-	<p>事前認可については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)に基づき事前認可を行っている。同「考え方」の第1の2の個別認可においては、申請会社による議決権保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響、の3点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとしており、この3点を満たすものについて現行制度において認可を行うことが可能である。</p>
z2200002	公正取引委員会	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	景品表示法第1条、第2条、第3条	<p>「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(告示)」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)により、相当多数の事業者が一般消費者又は他の事業者に対して、懸賞の方法により提供することができる景品類の最高額及び総額を定めている。</p>	c		<p>景品表示法による景品規制は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。</p> <p>同告示においては、事業者が単独で景品類を提供する場合に比し、一定の地域内において競争事業者が共同して行う場合等には、競争に与える影響が少ないことから、例外的に制限内容が緩やかとしているものである。</p> <p>規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、現状においてはフランチャイズチェーングループが一体となって事業展開を行っているものであり、同グループと他の事業者との間においては競争が存在している以上、例外規定である共同懸賞に当てはめることは適当ではない。</p> <p>なお、懸賞により提供される景品類に関しては、平成8年に規制の簡素化及び上限額の引き上げを行ったところであり、平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、制度の運用に際しては、引き続き、消費者の消費生活スタイルや意識の変化、事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば、クレジットカードの入会者への景品類の提供に関する取引価額の認定に際し、これまでの、1回当たりのカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額と認定していたところであるが、これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めるなど、適切な運用に努めているところである。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200001	金融庁、公正 取引委員会	銀行による優先株の保有規制の緩和	5015	50150017	11	都銀懇話会	17	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独禁法上の5%ルールの例外として規定されている、「優先株の普通株への転換」について、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の請求により優先株を普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができないため、優先株の機動的な処理が不可能。優先株の処理に関わる機動的な運営が実現すれば、優先株を活用した事業再生がより進展しやすくなる。また、売却に関わる計画の提出・認可を義務付けることで、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図は排除可能。	
z2200002	公正取引委員 会	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	5036	50360004	11	(社)日本フランチャイズ チェーン協会	4	懸賞景品告示における共同懸賞事業者の概念の緩和	現状フランチャイズチェーンにおいて懸賞景品告示を行おうとした場合、一般懸賞とされ、限度額が最高10万円・総額懸賞に係る売上予定総額の2%と規定されている。商店街等での共同懸賞の場合は、最高30万円・総額懸賞に係る売上予定総額の3%と一般懸賞より大きく認められている。共同懸賞の概念に、フランチャイズチェーングループにおける懸賞も含めて頂きたい。		各種懸賞を企画した場合、最高額が大きくなることにより、より企画・選択の幅が広がる。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200003	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	該当なし	該当なし	d	該当なし	ハローワークを通じた求人について、これまで特段の支障が生じておらず、また、無料で利用できることは経費節約にも適うものであるため、現時点で有償の求人情報メディアを活用する予定はない。					
z2200004	金融庁、公正 取引委員会	銀行子会社VCについては、独 禁法、銀行法ともに5%ルール の対象外とする。	独占禁止法第1 1条第1項第4号	独占禁止法第11条の趣旨は、 豊富な資金を有し、融資を通じ て他の会社に大きな影響を及ぼ し得る銀行又は保険会社が一 般事業会社と結び付くことによる 競争上の問題の発生を防止す ることにあるため、同条において は、他の国内の会社の事業活 動を拘束するおそれがない場合 について適用除外規定を設けて いる。	e		有限責任組合については、銀行 が投資事業有限責任組合の有 限責任組合員となり組合財産と して株式を取得又は所有する場 合、通常、有限責任組合員には 業務執行権がなく議決権の行使 ができないことから一般事業会 社の属する市場における競争へ の影響の問題がないと考えられ るため、第11条第1項第4号にお いて、例外的に議決権の行使が 行われる場合を除き適用除外と しているものである。なお、銀行 子会社であるベンチャーキャピ タルは、独占禁止法第11条の 規制対象ではないため、親銀行 との資本関係により投資に制限 がなされるものではない。また、 ベンチャーキャピタルとしての純 投資の一環として議決権を行使 している場合は、親銀行も独占 禁止法第11条上の問題となる ものではない。		要望者の実務的なニーズを勘 案し、今一度検討されたい。	e		有限責任組合については、銀行 が投資事業有限責任組合の有 限責任組合員となり組合財産と して株式を取得又は所有する場 合、通常、有限責任組合員には 業務執行権がなく議決権の行使 ができないことから一般事業会 社の属する市場における競争へ の影響の問題がないと考えられ るため、第11条第1項第4号にお いて、例外的に議決権の行使が 行われる場合を除き適用除外と しているものである。なお、銀行 子会社であるベンチャーキャピ タルは、独占禁止法第11条の 規制対象ではないため、親銀行 との資本関係により投資に制限 がなされるものではない。また、 ベンチャーキャピタルとしての純 投資の一環として議決権を行使 している場合は、親銀行も独占 禁止法第11条上の問題となる ものではない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200003	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z2200004	金融庁、公正取引委員会	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	5047	50470002	11	日本ベンチャーキャピタル協会	2	銀行子会社VCについては、独禁法、銀行法ともに5%ルールの対象外とする。	銀行法並びに独占禁止法で制限されている国内の会社の議決権の取得及び保有の制限(いわゆる5%ルール)について銀行子会社VC及び銀行子会社がGPとなっている有限責任組合は当該制限の適用外とする。		銀行子会社VCについては、銀行との資本関係により右記法令の制限に該当するケースが考えられ機動的な投資に制限が課される虞があるため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200005	公正取引委員 会	親事業者の定義見直し	下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、同法の適用対象となる下請取引の範囲について、取引当事者の資本金又は出資金の総額の区分と取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めており、この二つの要件を充足する取引に対して適用される。	c		下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり、また、書面交付など特別の義務が課されることになることから、親事業者は取引先が下請業者に該当するかを常に把握しておく必要がある、事業者に過度の負担を負わせないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。 また、下請法は下請事業者の利益を図るため、迅速に違反行為を処理することが求められており、法運用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく、安定的であることが求められる。 売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を画することは理論的には考えられるが、これらの数字は刻々に変化するものであり、事業者が自らの取引先が下請業者に該当するか否かを判断する上でも、迅速な法運用を行う上でも安定的であるとは言えない。		貴庁回答の通り、売上額、従業員数は日々変動し続けるものであるが、例えば、前年度末の貸借対照表に基づく売上額、純資産額等、一定の時点で区切ることによってその特定は可能である。 経済取引実態をより反映するという観点から、資本金以外に親事業者を区分する要件を設けることについて、改めて検討の上、回答頂きたい。	c	前回回答のとおり、親事業者及び下請事業者を画するための基準は、親事業者が自らの取引先が下請業者に該当するか否かを判断し、また、迅速な法運用を行う上で、分かりやすく、かつ、安定的であることが求められる。 下請法は、発注ごとに委託内容を記載した書面を下請業者に交付し、下請事業者の給付受領日から60日以内に下請代金の支払期日を定める等の義務を親事業者に課しているところ、一定の時点における売上高、従業員数等を指標として用いることとする場合、親事業者は、当該時点ごとに、委託先の事業者の売上高等が下請法上の下請業者に該当するか否かを確認することが必要となり、親事業者に対して過度の負担を負わせるおそれがある。 以上のことにかんがみれば、売上高等については、一定の時点で区切ったとしても、安定的な指標とは言えないため、親事業者と下請事業者を画するための基準として用いることは適当ではない。	
z2200006	公正取引委員 会	不当景品類規制(総付け)の緩和	景品表示法第1条、第2条及び第3条	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)により、事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品類の最高額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号。)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 なお、懸賞によらないで提供される景品類に関しては、平成8年に上限額の規制を廃止し、比率による規制のみとしたところであり、平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき原材料費や人件費等の上昇などの経済社会情勢の変化があったとは考えていないが、制度の運用に際しては、引き続き、消費者の消費生活スタイルや意識の変化、事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば、クレジットカードの入会者への景品類の提供に関する取引価額の認定に際し、これまで、1回当たりのカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額と認定していたところであるが、これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めるなど、適切な運用に努めているところである。		要望者からの要望は、平成8年公正取引委員会告示第2号の第1項で「一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の十分の一の金額(当該金額が百円未満の場合にあつては、百円)の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。」とされている中の、カッコ内を「当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円」とするよう求めるものである。 これは平成8年の改正の際には変更されなかった部分であり、施行から現在までの原材料費や人件費等の上昇などの経済社会情勢の変化を鑑み、見直しを行われたい。	c	平成8年の改正により、総付景品は最高額の規制を撤廃し、取引価額の10%以内という比率による規制を原則としたが、取引価額が小額となる場合にも一律に10%規制とするのは、実情にそぐわないものの、他方、取引価額が小額となる場合はある程度安価な景品であっても取引価額に占める比率は過大なものとなることから、あくまで、比率による規制の例外として、不当な顧客誘引効果をもたないと考えられる100円以下の景品類であれば、取引価額が1,000円未満の場合に提供可能としたものである。 この点について、平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えられないことから、提案された要望による見直しは必要ないと考えている。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200005	公正取引委員 会	親事業者の定義見直し	5047	50470003	11	日本ベンチャーキャピタル協 会	3	親事業者の定義見直し	親事業者が現在資本金3億円以上とされており、この見直しを要望したい。具体的には、売上げ規模とか、純資産規模として欲しい。	親事業者並びに下請け業者の定義を具体的には、売上げ規模(10億円以下)とか、純資産規模(3億円以下)として欲しい。	製造VBの場合には、一部部品の加工を外部に委託することがあるが、製造VBの場合に運転資金を借り入れできないため、VCからの増資資金によっているものがある。この結果、赤字であるにも拘わらず、資本金が3億円を超えるため親事業者として認定されている。一方下請け会社は遥かに業績の良い中小企業であったり、大会社の子会社であったりするが、資本金が3億円以下の法人ある場合も多い。法の趣旨からは変なねじれ現象がおきている。	
z2200006	公正取引委員 会	不当景品類規制(総付け)の緩和	5056	50560071	11	(社)日本経済団体連合会	71	景品類の提供に関する事項の制限の緩和	景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、総付け景品については、取引価額が1000円以下の際に200円までの景品を付けられるようにすることを認めるべきである。		景品を総付けする場合、取引価額の10%までに制限されているため、取引価額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認めてもらいにくいことから、この制限を緩和するべきである。一般懸賞の場合、景品の総額が取引価額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。 例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合。 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。	不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額(当該金額が100円未満の場合にあつては、100円)の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超える場合には、10万円)を超えてはならない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200029	公正取引委員会	不当景品類規制(一般懸賞)の緩和	景品表示法第1条, 第2条, 第3条 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(告示) 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達)	「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)により, 事業者が一般消費者又は他の事業者に対して, 懸賞の方法により提供することができる景品類の最高額及び総額を定めている。	c		景品表示法による景品規制は, 景品付き販売が野放しの状態で行われると, 事業者間において, 商品・サービスの品質・価格による競争ではなく, 過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり, 本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため, 公正な競争秩序を維持する観点から, 景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から, 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号。)においても, 懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては, 公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ, 提案された要望については, 不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 なお, 懸賞により提供される景品類に関しては, 提供可能な景品類の最高限度については, 平成8年に規制の簡素化及び上限額の引き上げを行ったところであり, 平成8年から現在までの間に更なる見直しを行うべき経済社会情勢の変化があったとは考えていないが, 制度の運用に際しては, 引き続き, 消費者の消費生活スタイルや意識の変化, 事業者の競争形態の多様化等を柔軟に反映してまいりたい。例えば, クレジットカードの入会者への景品類の提供に関する取引価額の認定に際し, これまでは, 1回当たりのカード利用額のうち通常考えられる最低のものを取引額と認定していたところであるが, これを一定期間内における利用額の合計のうち通常考えられる最低のものに改めるなど, 適切な運用に努めているところである。		総付けの場合, 景品類の総額は取引総額の10%まで認められるのに対し, 一般懸賞によって提供する場合は同じ商品を対象としたものであっても景品類の総額は2%に制限される。要望者からの要望は, 一般懸賞の景品類の総額について, 総付けと同様に取引総額の10%とするよう求めるものである。 これは平成8年の改正の際には変更されなかった部分であり, 施行から現在までの経済社会情勢の変化を鑑み, 見直しを行われたい。	c		平成8年の見直しは, 経済成長により国民の所得が増加したことから, 消費者が受け取ることができる景品についても上限額の引き上げを行ったものであるが, 総額については, そもそも最高額を制限された代わりに, いたずらに一等や二等の本数を増やして顧客を誘引することを防止するために売上予定総額に応じた定率により制限されている。 平成8年から現在まで, この定率を変更しなければならぬ経済社会情勢の変化があったとは考えられないことから, 提案された要望による見直しは必要ないと考えている。
z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	該当なし	公正取引委員会においては, 賃貸借の契約や物品の購入契約において, 債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については, 平成16年度に検討を開始し, 年度内を目標に結論を得て, 平成17年度以降対応の予定。		平成16年度中に, 債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し, 結論を得ることについて回答いただきたい。			国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については, 平成16年度に検討する中で, 債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)も含め検討を行い, 平成17年度以降対応の予定。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200029	公正取引委員 会	不当景品類規制(一般懸賞)の緩和	5056	50560071	21	(社)日本経済団体連合会	71	景品類の提供に関する事項の制限の緩和	景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、一般懸賞の際の景品総額を取引総額の10%まで可能とすることを認めるべきである。		景品を総付けする場合、取引価額の10%までに制限されているため、取引価額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認めてもらいにくいことから、この制限を緩和するべきである。一般懸賞の場合、景品の総額が取引価額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。 例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合。 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。	不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額(当該金額が100円未満の場合にあっては、100円)の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超え、当該金額が10万円を超えてはならず、総額は当該懸賞に係る取引総額の100分の2を超えてはならない。
z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	該当なし	公正取引委員会においては、賃借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項が盛り込まれている。	b		国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度に検討を開始し、年度内を目途に結論を得て、平成17年度以降対応の予定。		平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることに回答いただきたい。			国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除については、平成16年度に検討する中で、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)も含め検討を行い、平成17年度以降対応の予定。
z2200008	公正取引委員会	下請法の適用会社の見直し	下請代金支払遅延等防止法	<p>について 下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、同法の適用対象となる下請取引の範囲について、取引当事者の資本金又は出資金の総額の区分と、取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託)の両面から定めてあり、この二つの要件を充足する取引に対して適用される。</p> <p>について 下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者が倉庫から出庫・使用する方法(以下「預託方式」という。)を親事業者が下請取引において採用する場合がある。この預託方式は、親事業者と下請事業者が長期的な需要予測データを共有することによって、効率的な生産体制を構築し、市場の変化による需要の増減に対して機動的に対応することが可能となるなど、親事業者及び下請事業者の双方の利益となる側面があり、下請法上禁止されているものではない。ただし、親事業者が預託方式を採用した場合、運用のいかんによっては、下請法において規定されている下請代金の支払遅延の禁止等の親事業者の遵守事項に抵触する可能性があるため、そのような問題を引き起こさないような形で実施する必要がある。</p> <p>当委員会では、平成15年3月31日に事前相談制度に基づき(相談申請に対して、「下請代金支払遅延等防止法の適用を受ける取引において5CMを採用する場合の下請代金支払遅延等防止法上の取扱いは、この考え方を公表すること」とし、平成15年12月11日に公表した下請法に関する運用基準においても、親事業者がV.M等の預託方式を採用する場合の下請法上の考え方を明らかにしており、親事業者が預託方式を採用する場合には、下請法の問題が生じないような形で実施することを求めている。</p> <p>下請法上、下請代金の支払期日については、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、下請事業者の給付を受領した日から60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間内で定めなければならないとされている。</p> <p>下請法上、親事業者が、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除(相殺)することは、親事業者の禁止行為として規定されている。</p>	c	<p>について 下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり、また、書面交付など特別の義務が課されることとなることから、親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり、事業者が過度の負担を負わないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。</p> <p>また、下請法は下請事業者の利益を図るため、迅速に違反行為を処理することが求められており、法適用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく、安定的であることが求められる。</p> <p>売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を画することは理論的には考えられるが、これらの数字は刻々に変化する場合があり、事業者が自ら取引先が下請事業者に該当するか否かを判断する上でも、迅速な法適用を行う上でも安定的であるとは言えない。</p> <p>について 要望の趣旨は、親事業者がV.Mに係る倉庫内在庫の検査を行った場合に下請法上の「受領」に該当しないとの特例を認めるべきであると考えられる。</p> <p>下請法上「受領」とは、物品の製造又は修理委託においては、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取り自己の占有下に置くことを意味すること、同法に関する運用基準において明らかにしている親事業者がV.M等の預託方式を採用する場合の下請法上の考え方は、一定の要件が満たされる場合には、下請事業者が倉庫に預託したことをもって直ちに親事業者が受領したとの取扱いをしないというものである。</p> <p>しかしながら、上記の取扱いの下で、親事業者が更に進んで下請事業者が倉庫に預託した部品を検査するということになると、もはや当該部品を自己の占有下に置いていないとみられることでは、下請法上の特別扱いを認めることはできない。</p> <p>について 要望の趣旨は、親事業者と下請事業者が協議の上で、下請代金の支払期日を法定の期限よりも延長できるようにすべきことであると考えられる。</p> <p>下請法は、親事業者の都合で支払期日を変更されたものでは下請事業者の受ける不利益が大きくなり、経営の安定が損なわれるので、これを防止するため、親事業者は、下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を下請事業者の給付を受領した日から60日以内でできる限り短い期間内で定めなければならないとの義務を負っているものあり、親事業者と下請事業者との合意があるか否かにかかわらず、親事業者が下請事業者の給付を受領してから起算して60日を超えて支払期日を設定することについては、親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済すること、</p>		<p>貴庁回答の通り、売上額、従業員数は日々変動し続けるものであるが、例えば、前年度末の貸借対照表に基づく売上額、従業員数等、一定の時点で区切ることによってその特定は可能である。経済取引実態をより反映するという観点から、資本金以外に親事業者を区分する要件を設けることについて、改めて検討の上、回答頂きたい。</p> <p>親事業者が更に進んで下請事業者が倉庫に預託した部品を検査するということになると、もはや当該部品を自己の占有下に置いていないとみることではできず、下請法上の特別扱いを認めることはできない。」とのことであるが、検査の有無によって自己の占有下においているかどうかを区分することの理由を明らかにされたい。</p> <p>3書面記載の納期日前に預託された部品については、親事業者又は倉庫業者を占有代理人として、下請事業者が自ら占有していることとし、3書面記載の納期日に同記載の数量の部品の所有権が親事業者に移転すること、当該預託期間中に親事業者が当該預託部品について検査することが予め合意されている場合には、親事業者が検査を行う日を受領日として扱わない取扱をすることについて、回答いただきたい。</p> <p>要望者は、「下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。」と要望しており、この点について回答いただきたい。</p>		<p>について 前回の回答のとおり、親事業者及び下請事業者を画するための基準は、親事業者が自ら取引先が下請事業者に該当するかを判断し、また、迅速な法適用を行う上で、分かりやすく、かつ、安定的であることが求められる。</p> <p>下請法は、発注ごとに委託内容を記載した書面を下請事業者に交付し、下請事業者の給付受領日から60日以内に下請代金の支払期日を定める等の義務を親事業者に課しているところ、一定の時点における売上高、従業員数等を指標として用いることとする場合、親事業者は、当該時点ごとに、委託先の事業者の売上高等が下請法上の下請事業者に該当するか否かを確認することが必要となり、親事業者に対して過度の負担を負わせるおそれがある。</p> <p>以上のことにかかわらず、売上高等については、一定の時点で区切ったとしても、安定的な指標とは言えないため、親事業者と下請事業者を画するための基準として用いることは適当ではない。</p> <p>及び について 下請法上、下請代金の支払期日については、「親事業者が下請事業者の給付を受領した日」が起算日とされている(第2条の2第1項)。「受領」とは、前回の回答のとおり、物品の製造又は修理委託においては、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取って自己の占有下に置くことを意味している。</p> <p>通常納品されるケースでは、検収検出(注)の場合であっても、納品を受けた日が受領日となる。しかし、納品を受ける前に親事業者が下請事業者のものと出向いてそこで検査を行う出張検査のような場合には、検査が実施される前に親事業者の支配下にあり、検査の結果を考慮して、当該検査の実施日を受領日として取り扱っている。これは、親事業者が下請事業者の給付の目的物を検査するということ、当該目的物の使用を前提とした行為であることから、自己の占有下に置いておらずとみなすことができることによる。このような取扱いにしている理由は、出張検査の場合と通常の納品とで支払期日の起算日に違いが生じないようにし、出張検査を理由に下請代金の支払期日を遅らせることを防止するためである。</p> <p>親事業者が倉庫に預託した部品を検査することについて「受領」として取り扱わないこととする、前記の「受領」の取扱いの間で齟齬を生じることとなるため、かかる特別扱いを認めることはできない。</p> <p>なお、前回の回答のとおり、下請法の運用基準における親事業者がV.M等の預託方式を採用する場合の下請法上の考え方は、一定の要件が満たされる場合には、下請事業者が倉庫に預託したことをもって直(注)下請事業者の給付について、検査・検収の完了をもって納</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
z2200008	公正取引委員会	下請法の適用会社の見直し	5056	50560256	11	(社)日本経済団体連合会	256	下請法の適用会社の見直し	下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査を実施可能とすべきである。引き取り責任を明確にした上で引き取り時期の柔軟対応を図るべきである。下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。		グローバル化等の進展により、現在では、親事業者、下請事業者を問わず、国際競争に晒される中で、小規模会社でも独自の技術力を持って高い競争力を獲得する事業者も現れている。そのため、従来のように、下請事業者を資本金額のみによって一律に保護の対象と見なし、過度な保護下に据えることは、日本の国際競争力を殺ぐ行為である。また、下請法では、親事業者に対し、発注書面の交付時期や給付内容など厳格な書面交付義務が課せられている。そのため、親事業者には、必要以上に事務処理が発生するとともに、下請事業者においても特別な事務処理が必要となっている。また、新しいビジネスモデルであるVMI（ベンダー・マネージド・インベントリー）にこれらの規制が合致せず、下請法対象会社へのVMIへの参加の障壁となっている。	下請法の適用会社（下請事業者）は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者へ引上げられ、適用範囲が拡大された（2000年改正）。下請事業者が部品等の製造委託や修理委託を行なう際には、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200009	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	独占禁止法第9条第4項、第5項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第1条の4	独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制している。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的業務規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを指す。	c	-	「事業支配力が過度に集中することとなる会社」については、当該会社を頂点とする企業グループについて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等からみて判断を行っているところ、企業グループ全体の事業支配力を把握するためには、子会社のみでの把握では不十分であると考えている。なお、独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書の様式については、平成14年9月18日にパブリック・コメント手続を実施して関係各方面の意見を求めた上で、必要最小限の記載事項となるよう簡素なものとしている。		確かに平成14年にパブリック・コメント手続を実施した経緯はあるが、改正法施行後に企業が報告書を作成、提出するようになった後、同種要望が繰り返し挙がっていることから、要望の趣旨を踏まえ、記載事項の簡素化について改めて検討されたい。	b		一般集中規制の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、平成16年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い、評価・検討することとされており、その一環として検討していくこととしている。
z2200010	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条第2項、公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」	独占禁止法第11条において、銀行業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが、同条第1項第1号から第6号に該当すれば、1年間の適用除外期間が設けられているところ、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合については、同条第1項第2号に該当する。さらに1年超当該議決権を保有しようとするときは、同条第2項の認可対象となっている。「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」において、認可基準を設けており、その一つとして株式発行会社の総株主の議決権に占める信託財産として所有等する株式に係る議決権の増加割合が年1%以下であることが挙げられる。	c	-	独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。 自己株式の取得については、銀行又は保険会社が関知しないところで、信託財産に限らず総株主の議決権が変動し、これに伴い、銀行又は保険会社は議決権保有割合が5%を超えることについて回避することができないことから、適用除外とされたものであり、その趣旨は一時的な保有に留まる限り同条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから適用除外とすることが適当であるとされたものである。 他方、近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難である。		社団法人日本損害保険協会からの要望(要望事項管理番号50600013)にも示されているように、商法改正に伴い総議決権株式の把握が困難になっている状況を踏まえ、議決権保有規制の改善に向けた検討を進められたい。	b		社団法人信託協会からの「信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)」の要望に対して、独占禁止法の運用の観点から11条ガイドライン中の“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という認可基準について、平成17年度中に所要の検討を行うこととしたところ、本件要望内容も含めた検討を行うこととした。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200009	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	5056	50560257	11	(社)日本経済団体連合会	257	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書の提出を廃止すべきであり、少なくとも、報告書の記載事項は、会社が直接株式を保有する子会社の報告に限定すべきである。		企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。とくに会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社まで議決権保有割合、総資産、売上高を調査するのは煩雑であり、提出期限以内に提出することが困難な状態にある。	会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額（持株会社は6,000億円、金融会社は8兆円、一般事業会社は2兆円）を超える会社は、毎事業年度終了の日から3月以内に、自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられる。かかる報告書においては、当該企業が直接のみならず間接に議決権を保有する（25%超）会社を列挙し、議決権保有割合の他、一定の要件を満たす場合には、当該子会社・孫会社の総資産、事業分野、当該事業分野における1年間の売上額を記載することが必要となっている。
z2200010	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	5056	50560258	11	(社)日本経済団体連合会	258	信託財産に係る議決権保有規制の見直し	信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘わらず、認可申請時点で把握可能な総議決権数（認可申請書に記載されたもの）を基準に行う等、柔軟な対応を図るべきである。		平成15年9月の商法改正により、平成16年度から定款変更により、自己株式の取得が取締役会決議で可能となった。このため、当該定款変更を行った会社については、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得により、ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害するおそれがある。	銀行業を営む会社は、独禁法11条2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。その認可基準は公取委ガイドラインに示されているが、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」とされている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200011	公正取引委員会	公開買付けの際の事前相談制度の見直し(新規)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項、企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針	独占禁止法第10条第2項及び第3項は、総資産が20億円超の会社(外国会社を含む)であり、かつ、総資産合計額(親子会社の総資産を加えた合計金額)が100億円を超える会社が総資産(外国会社の場合は国内売上高(国内の営業所又は子会社の年間売上高))が10億円を超える会社の議決権を10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合には、30日以内に公正取引委員会に株式所有報告書を提出することを義務付けている。 また、企業結合を計画している当事者から事前相談があった場合には、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に従い、企業結合計画の具体的な内容を示す資料が提出された日から、原則として30日以内に、独占禁止法上問題がない旨又は更に詳細審査が必要な旨を当事者会社に通知することとしている。その後、詳細審査を開始し、当事者会社からの具体的な資料の提出が完了した日から、原則として90日以内に審査を行い、審査結果については、その理由も含めて文書で回答するとともに、公表することとしている。	c	正業結合審査に係る事前相談は、これを利用するかどうかは、完全に事業者側の任意であり、独占禁止法による企業結合の審査手続において何ら要件となっていない。 事前相談が行われた場合の公正取引委員会の対応については、経済界等から透明性を高めることを強く求められたことなども踏まえ、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を策定し、プロセスやスケジュールを具体的に明らかにしているところである。 当該方針に基づき審査する場合において、書面審査のみに終わらず、詳細審査に移行する案件は、独占禁止法上の問題の有無について慎重に検討すべきと判断されたものであり、そのような案件について的確な審査を実施するためには、当事者会社の主張や公開情報だけでなく、競争業者、取引先等からの意見聴取・データ入手等が欠かせない。少なくとも詳細審査を開始するまでに当該案件を公表するとしているのはこのような理由によるものであり、的確な審査実施の観点からは、公開買付けの詳細審査に関してのみ公表せず又は限定的な情報だけで詳細審査を実施することが適当とは考えられない。 なお、詳細審査に関し、当事者会社が公表していない場合に、公正取引委員会が一時的に公表すること	確かに事業者側が事前相談を利用することは企業結合審査の法定要件とされていないが、要望者が要望理由で指摘したように、公開買付け終了後の株式取得後において独占禁止法上の問題の解消を公正取引委員会から指摘されることによって不測の損害が発生するリスクを考慮すれば、事前相談が利用される可能性は高いといえる。 事前相談の結果、詳細審査に移行することになる事案において、的確な審査実施の観点から詳細審査を行う旨の公表が不可避であるというのであれば、要望理由にある「公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間は最長でも60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう」点に関して、公開買付けに対応した迅速審査の可能性について検討されたい。		c	事前相談を受ける際、当事者会社の個々の事情に配慮することはもちろんであるが、詳細審査に移行する案件は、独占禁止法上の問題の有無について慎重に検討すべきと判断されたものであり、競争業者、取引先事業者等からの意見聴取・データ入手等の必要な調査を行い、詳細な検討を行うために原則として最大限必要な期間として90日間という審査期間を設けているものである。したがって、どのような事案であれ、詳細審査に移行する事案であれば、この審査期間の必要性は同じであり、公開買付けの詳細審査に関してのみ審査期間を短縮することは適当でないと考えられる(なお、審査期間の短縮は、データ提供等で詳細審査に協力してもらうこととなる競争業者、取引先事業者等、当事者会社以外の事業者による過度の負担をかけるおそれもある。) なお、公開買付け開始後、買付け期間末期に当該株式取得が独占禁止法上問題あるとの結論が出た場合のリスクは、詳細審査期間の短縮にかかわらず同様であると考えられる。		
z2200012	公正取引委員会	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	独占禁止法第11条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方(法第9条ガイドライン)	独占禁止法第11条において、保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないが、同条第1項第1号から第6号に該当すれば、1年間の適用除外期間が設けられているところ、他の国内の会社が自己株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合については、同条第1項第2号に該当する。さらに1年超当該議決権を保有しようとするときは、同条第2項で認可対象となっている。	c	独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。 自己株式の取得については、銀行又は保険会社が関知しないところで、信託財産に限らず総株主の議決権が変動し、これに伴い、銀行又は保険会社は議決権保有割合が5%を超えることについて回避することができないことから、適用除外とされたものであり、その趣旨は一時的な保有に留まる限り同条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから適用除外とすることが適当であるとされたものである。 他方、近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難である。	要望者から下記のとおり貴庁の回答に対して再意見が提出されており、この再意見を踏まえ、総株主の議決権の算定方法の緩和の可否について、その理由も含めて回答されたい。 株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」を把握することが重要であることは理解するが、非上場会社については、開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースが散見されたり、また、アンケート調査を実施しても誤回答・未回答があるなど、株主の努力によっても正確な把握が困難なケースがある。これらの実状に鑑み、「総株主の議決権」の把握が困難なケースにかぎって、「発行済株式等の総数」等を「総株主の議決権」とみなすことを改めて検討いただきたい。 また、今回の規制改革要望の趣旨は、株主として議決権保有割合を把握するための一定の努力を行った上で、それでもなお、株主の関知しないところで自己株式取得が行われた場合の例外規定を求めているものであり、仮に今回要請しているみなし規定が困難ということであれば、自己株式の取得に関する適用除外規定を「10%を超えてから1年以内」ではなく、「10%を超えたことを知ってから1年以内」に変更していただくことも構わない。左記コメントにもある通り、自己株式の取得については、我々の関知しないところで行われるケースが散見され、議決権割合が増えることが回避することができないばかりか、勝手に自己株式の取得が行われており、事実が判明するまでに数年を要するケースもあることから、「超えてから1年」ではなく、「知ってから1年」への変更を求めるものである。知ってから1年以内としても、左記コメントにもある適用除外の前提である「他の国内の会社の事業活動を拘束する恐れがないもの」と考えられ、同条の趣旨に則したものと考える。		b	近年の商法改正により企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す「議決権保有割合」の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、一部の会社については総株主の議決権の把握が困難であるという実態を踏まえ、対応の方向性について検討を行うこととする。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200011	公正取引委員会	公開買付けの際の事前相談制度の見直し【新規】	5056	50560259	11	(社)日本経済団体連合会	259	公開買付けの際の事前相談制度の見直し【新規】	公開買付けの特殊性に応じた、事前相談の際の詳細審査の非公表措置等の審査プロセス及びスケジュールの明確化、限定された情報を考慮した審査、公開買付けに対応した迅速な審査を行うべきである。		上場株式等の議決権の3分の1以上の取得には公開買付けが証券取引法上義務付けられているが、その取引形態は株式の取得であり、取得割合が不確定なため、公開買付け終了後の株式取得後において、独禁法上の株式所有報告書を提出することになる。企業結合審査の結果問題が指摘されても多くの投資家からの株式取得を止めることはできないので、問題解消の方法次第で不測の損害が発生するリスクがある。したがって、事前相談をすることが考えられるが、公表までは公開買付けの情報は極秘情報であり、事前相談に必要な具体的情報の収集が困難である。また、事前相談の結果、「詳細審査の公表」がなされた場合、公開買付け計画が事実上公表されてしまう。さらに、公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間は最長でも60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう。	会社が他の会社の株式を保有することになった場合、一定の場合には、議決権保有率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。さらに一定の場合には、企業結合審査の対象となる。他方、当事会社から企業結合計画に関する事前相談があった場合には、資料が提出された日から原則として30日以内に、独禁法上問題がない旨またはさらに詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。詳細審査が必要な旨通知する場合は、公取委において詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。また詳細審査の結果の通知までは90日となっている。
z2200012	公正取引委員会	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	5060	50600013	11	(社)日本損害保険協会	13	独禁法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	独禁法では、保険会社が国内の会社の株式を、その株主の議決権の10%を超えて保有することを規制している。したがって議決権保有割合規制については、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和していただきたい(自己株式の取得等により10%を超えた場合には例外規定が設けられており、1年以内であれば規制の対象外となつてはいるものの、そもそも把握が困難であることから本要望を行うもの)。具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能としていただきたい。	議決権保有割合点検作業の効率化	近年の商法改正により、従来、原則、取得が認められていなかった自己株式の取得が認められることになったことに加え、種類株式の発行が可能となり様々な形態の株式が発行されることとなったこと等を背景に、議決権株式の把握が困難な状況となっている。具体的には議決権保有割合規制の遵守については発行会社からの株主総会等の招集通知等の開示資料を基に点検を行っているが、非上場会社については、上場会社と異なり開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースも散見され、また、発行会社へのアンケート調査も実施しているが未回答や誤回答のケースもあり、総株主等の議決権をすべて正確に把握するのは困難な状況である。従って、「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていただきたい(なお、保険業法の事務が「ドライ」別紙様式40の記載要領の中では、上記みなし規定が設けられている)。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z2200013	公正取引委員会	持株会社規制における総資産基準の撤廃	独占禁止法第9条, 事業支配力が過度に集中することとなる会社9条ガイドライン)	独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制している。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的業務規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを指す。	e	「会社が他の会社の株式を取得し、又は所有する」企業結合により競争を実質的に制限することとなる場合については、独占禁止法第10条で規制されており、株式発行会社の属する市場において競争上の問題が発生した場合には、御指摘のとおり、株式放出命令等による是正措置がなされることとなる。 他方、独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制しているものであり、「事業支配力が過度に集中することとなる会社」については、当該会社を頂点とする企業グループについて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等からみて判断を行っているものである。 具体的には、経済実態が変化していく中で、これに対応した適切な法運用及びその透明性を高める観点から策定された9条ガイドラインにおいてその考え方を明確化しているところであり、総資産額のみを基準にして	「会社が他の会社の株式を取得し、又は所有する」企業結合により競争を実質的に制限することとなる場合については、独占禁止法第10条で規制されており、株式発行会社の属する市場において競争上の問題が発生した場合には、御指摘のとおり、株式放出命令等による是正措置がなされることとなる。 他方、独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制しているものであり、「事業支配力が過度に集中することとなる会社」については、当該会社を頂点とする企業グループについて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等からみて判断を行っているものである。 具体的には、経済実態が変化していく中で、これに対応した適切な法運用及びその透明性を高める観点から策定された9条ガイドラインにおいてその考え方を明確化しているところであり、総資産額のみを基準にして	下記の要望者の意見を踏まえ、回答されたい。 (要望者再意見) 「事実誤認」とする「事実」は何か ・ガイドラインには「事業支配力が過度に集中することとなる会社」として禁止される類型は次のいずれかに該当するものである」と明記されており、一般にこれは禁止類型と理解されているが、これは間違いか。 昨年回答との違いはどこから来るのか。 ・昨年度の検討結果によって、持株会社ガイドラインの位置付けや解釈が変わったのか。 持株会社ガイドラインの禁止3類型はどういう意味で書いてあるのか。 ・ガイドラインの標記が単なる例示に過ぎないのであればその旨を明記するか、「措置の概要」で示した解釈を付記するか、または混乱した解釈を生むだけなので削除してはどうか。	b	前回答のとおり、独占禁止法に規定する持株会社に限らず、ひろく「会社が他の会社の株式を取得し、又は所有する」企業結合により競争を実質的に制限することとなる場合については、独占禁止法第9条において規制している大規模会社に該当せずとも、同10条で規制されており、株式発行会社の属する市場において競争上の問題が発生した場合には、株式放出命令等による是正措置がなされることとなる。これは、要望者の「企業結合による競争制限効果は、個別の市場毎に検証され、問題ある場合にのみ是正措置が講じられるべきである。」の指摘どおりの規制がなされている。独占禁止法第9条は、平成14年の独占禁止法改正により持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」となる大規模会社について規制しており、要望者が挙げている3つの禁止類型をみて、いずれも「持株会社」と記載しているところから事実誤認である。9条に係る行為は、例えば、2つの企業グループが合併により企業結合関係を形成して一つの大規模会社グループとなり、法9条第5項の事業報告書の提出対象となった場合は事後のチェックを受けることとなる。また、同条の運用については、その透明性を高める等の観点からガイドラインにより事業支配力が過度に集中することとなる会社、についての考え方を明らかにしているところであるが、当該会社グループの判断については、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等から総合的に判断を行っているものであり総資産基準による一律規制でもない。 当方の事実誤認との回答は、独占禁止法第9条の一般集中規制が持株会社規制として規制改革を求める要望者の主張が事実誤認だということであり、一般集中規制の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、平成16年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行うこととされているところである。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」についての考え方(平成14年11月12日公正取引委員会のガイドライン)は「はじめに、に記載しているとおり、独占禁止法第9条第3項の禁止規定の運用に当たり、あらかじめその解釈を明確に示すことにより、どのような会社が禁止されるかについての事業者の予測可能性を高め、運用の透明性を確保するためのものである。		
z2200014	厚生労働省、公正取引委員会	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	景品表示法第1条, 第2条, 第4条	「景品表示法第1条, 第2条, 第4条」(昭和37年5月15日法律第134号)により、事業者が、商品・サービスの効果・性能など、その内容等について一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すこと等により不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示を不当表示として禁止している。	c	事業者が行う表示に関する景品表示法上の考え方等を明らかにし、違反行為の未然防止を図る観点から、例えば、以下のようなガイドライン等を公表するとともに、排除命令又は警告を行った場合は、その具体的な内容を公表しており、今後も引き続き法運用の透明化・明確化に努めてまいりたい。 「瘦身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について」(昭和60年公取指第130号)(本通知について、要望者は効力を失ったと認識しているが、そのような事実はない。) 「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(平成14年6月公表) 「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針 - 不実証広告規制に関する指針 - 」(平成15年10月公表) また、景品表示法は公正取引委員会及び各都道府県において運用がされているところであるが、運用主体間で法解釈に差異が生じないよう、常に十分な連絡調整を行っているところである。 なお、表示に関する規制は、景品表示法以外の法令においても行われているところであり、これらについては、それぞれ異なる法目的を実現するために制定・運用されているものであるが、今後とも他法令を所管している省庁との間で適切な連絡・調整を行うこととしてまいりたい。						

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z2200013	公正取引委員会	持株会社規制における総資産基準の撤廃	5061	50610013	11	社団法人 日本自動車工業会	13	持株会社規制における総資産基準の撤廃	<p>H9年独禁法改正により持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、ガイドラインで具体的なケース(3類型)を示している。昨年5月、独禁法9条が改正されたが、3類型は基本的に維持されている。</p> <p>持株会社は原則自由とし、少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃すべきである。</p> <p>企業結合による競争制限効果は、個別の市場毎に検証され、問題ある場合にのみ是正措置が講じられるべきである。</p> <p>* 禁止類型(3類型)： (a) 総資産15兆円超かつ5以上の事業分野を傘下とする持株会社 (b) 大規模金融会社(総資産15兆円超)と大規模な一般事業会社(単体総資産3,000億円超)を傘下とする金融持株会社 (c) 相互関連する5以上の事業分野で有力な会社(シェア10%超又は3位以内)を傘下とする持株会社</p>	<p>H9年独禁法改正により持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、ガイドラインで具体的なケース(3類型)を示している。昨年5月、独禁法9条が改正されたが、3類型は基本的に維持されている。</p> <p>企業結合による競争制限効果を測るためには、本来、個別の市場毎に検証するのが筋である。グループとしての資産規模による一律な規制を行う必要があるかは極めて疑問がある。</p> <p>そもそも持株会社規制については、「(一律的)事前規制」でなくとも、「(個別的)事後チェック」により十分に効果を挙げることができるはずである。万一、例外(問題)が生じた場合でも、「合併」の場合は、一旦は一体化した企業を分離することは現実問題として困難を伴うものの、「持株会社」については、株式放出命令等による是正措置が可能と思われる。</p>	平成13年度の再要望	
z2200014	厚生労働省、公正取引委員会	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	5093	50930002	11	(仮称)健康関連EC協議会	2	健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の明確化	<p>健康食品のインターネット販売に対する広告表現規制の判断基準の明確化及び運用の統一化、並びに業界による自主ガイドライン制定の容認を講ずるよう要望いたします。</p> <p>問題の所在は、広告表現規制を適用するルールが明確でないため、新しい表現をしようとする場合に事業者がどこまでの表現であれば許されるかを個別表現について詳細にわたって都道府県の業務担当窓口を確認しない限りの確に把握できない状態に置かれており、さらに、表現規制違反に対しても監視指導が行き届いていないために、大多数の事業者が広告規制を遵守していない状況のまま放置されているところにあります。</p> <p>そこで、一例として、個々の広告表現についてその一語一句を監督指導するという現行の方策ではなく、ISOのように業界標準を設け優良事業者の認証制度を導入するなどして、各事業者が消費者保護と事業者責任を理解し、自主的に改善に取り組む、さらに事業者間で相互に監視を図るような仕組み()を採用することなどの方策を講ずることを提案いたします。(: イメージについては添付図参照)。</p>	<p>【現状の問題点】 1) 健康食品のインターネット販売に対する広告表現に対する規制は、複数の法令、通達に基づいて指導・監督がなされていますが、その解釈や適用の基準(ルール)があいまいであるためにごく一部の事業者を除いて、大多数の事業者が規制を遵守できない状態のまま野放しとなっています。 2) 例えば、健康食品は「効能・効果」を謳ったり、示唆することが禁止されていますが、「美白」「血圧の気になる方に」「きれいなお肌に」「お腹の中もスッキリキレイ」「血液をサラサラ」「ドロドロ血」「肌荒れ防止」「脂肪燃焼」「疲労回復」「バランスを整える」のようなテレビ等を通して世の中に氾濫している表現について使用ができなかったり、「肩こり」「冷え性」「症候群」「生活習慣病」のような疾病名を説明文に使うことができないなど、業法や健康増進法などを十分に理解していない、(薬局・薬店以外の)一般の事業者にとっては、個別表現について一つ一つ行政の担当課に相談しない限り判断ができない結果となってしまっています。つまり、事業者は何を遵守すれば良いのかわからない状態に置かれてしまっているということが出来ます。加えて、上記のような表現は行政内でさえ判断が分かれるため、6者協(厚生労働省と主要5都府県の業務担当者の会議)で調整を行わざるを得ない実態が生じており、調整がなされるまでの間は各自治体の各地の担当部署毎の判断に委ねられている結果、全国をカバーしているインターネット販売を行う事業者は矛盾した行政判断の陥穽に落ちている状況にあります。 3) 何をもち「効能・効果」表現であると判断すべきかは、一般に普及している言葉や表現の状況、使われ方などを総合的に判断して初めてできることであり、実態を無視して「言葉狩り」を行っても、誰も守らないし、守ることができないものだと認識していません。一方で、国民の健康や安全を守るためには、正しい表現規制が行われ、それが徹底されることも不可欠だと考えます。 4) そこで、流動化する情報や氾濫する情報を社会全体の意識を反映させてどのように基準を適用すべきかというルールを明確化したガイドラインを作成するとともに、それらのガイドラインを事業者が遵守できるような仕組みを早急に用いることが喫緊の課題であると考えます。 5) 加えて、特にインターネットを活用した事業者数は急増する一方で、各自治体の各地の担当部署の体制は限られたままであるため、従来の仕組みで行政</p>	<p>参考資料 1)2004年11月14日朝日新聞「ダイエット広告規制へ」 2)2004年10月24日日経新聞「サプリメント人気の背景は？ 残る規制、市場ゆがめる」 3) 新体制の案(図:PPTファイル)</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200015	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務		公正取引委員会においては、ク レジットカードによる支払業務は 行っていない。	b		出張旅費や物品購入等の支払 い業務に係るクレジットカードに よる支払いについては、平成16 年度に検討を開始し、その可否 も含め、平成17年度中を目途に 検討を進める予定。		要望の趣旨は、職員の個人所 有のクレジットカードの利用促進 ではなく、貴委員会がカード会社 と契約し、クレジットカードを職員 に交付するまたはそのカードで 物品購入を行うといった民間企 業で使用されているいわゆる 「コーポレートカード」の使用を求 めているものである。 この点についても明示して回答 願いたい。			クレジットカードによる支払につ いては、個々の職員が保有する 個人カードを利用するというこ とは考えておらず、当委員会とク レジットカード会社と契約したク レジットカードを使用することを 検討することとなるが、クレジット カードの利用の可否も含め、平 成17年度中を目途に検討を進 める予定である。
z2200016	公正取引委員 会	信託財産に係る議決権保有規 制の緩和(独占禁止法)	・独占禁止法第 11条 ・公正取引委員 会ガイドライン 「独占禁止法第1 1条の規定によ る銀行又は保険 会社の議決権の 保有等の認可に ついての考え方」	独占禁止法第11条において、銀 行業を営む会社は、他の国内の 会社の議決権をその総株主の 議決権の百分の五を超えて有 することとなる場合には、その議 決権を取得し、又は保有してはな らないが、同条第1項第1号から 第6号に該当すれば、1年間の適 用除外期間が設けられていると ころ、他の国内の会社が自己株 式の取得を行ったことにより、そ の総株主の議決権に占める所 有する株式に係る議決権の割 合が増加した場合については、 同条第1項第2号に該当する。さ らに1年超当該議決権を保有し ようとするときは、同条第2項の 認可対象となっている。「独占禁 止法第11条の規定による銀行 又は保険会社の議決権の保有 等の認可についての考え方」に おいて、認可基準を設けており、そ の一つとして株式発行会社の総 株主の議決権に占める信託財 産として所有等する株式に係る 議決権の増加割合が年1%以 下であることが挙げられる。	b		前回のあじさい要望以降、運用 の実態について信託協会から説 明を受けたところであるが、個別 銘柄によって議決権保有割合が 短期間で大幅に増加する実例 が存在するという事情に鑑み、 信託財産の効率的な運用の観 点から11条ガイドライン中の “信託財産として所有等する議 決権の増加割合が年1%以下 であること”という認可基準につ いて所要の改善を検討してい くこととする。		回答では「所要の改善を検討し ていく」としているところ、検討の 場、検討内容及び検討終了の 目途について明確にされたい。	b		個別銘柄によって議決権保有割 合が短期間で大幅に増加する 実例が存在するという実態を踏 まえ、独占禁止法の運用の観点 から11条ガイドライン中の“信 託財産として所有等する議決権 の増加割合が年1%以下である こと”という認可基準について、 平成17年度中に所要の検討を 行うこととしたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200015	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
z2200016	公正取引委員会	信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)	5096	50960006	11	社団法人信託協会	6	信託財産に係る議決権保有規制の緩和(独占禁止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止法では、銀行業を営む会社は、同法第11条第2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。なお、その認可基準は公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」に定められているところである。 ・ 同ガイドライン中、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という認可基準につき、規制の緩和を求めるもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の新規組入れ、追加取得、あるいは運用計画の変更に伴う新規組入れ等により、個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在する。 ・ 斯かる実例が存在するところ、“信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること”という基準により、信託財産の効率的な運用を阻害し、投資家の利益を害する結果を招来している。 	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200017	公正取引委員 会	課徴金制度の強化	独占禁止法	現行法においては、価格カルテル等に対して課徴金が課され、製造業等の大企業に対しては6%が適用される。違反行為を繰り返す事業者に対しても課徴金の算定率は変わらない。また、課徴金の算定期間については上限を3年間としている。	a		～の各要望内容をおおむね含む独占禁止法改正法案を第161回国会に提出した。課徴金の算定率については、改正法案では、大企業については6%から10%に引き上げる等の内容となっている。また、10年以内に違反行為を繰り返した事業者に対しては、課徴金額を5割加算することとした。さらに、課徴金適用対象範囲について、価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテルおよび私的独占、購入カルテルにまで拡大又は明確化することとしている。しかし、課徴金の算定期間については、関係各方面との調整の結果を踏まえ、今回は現行の3年間のまま据え置くこととした。					
z2200018	公正取引委員 会	法人措置減免制度の導入	独占禁止法	現行法においては、課徴金減免制度は導入されていない。	a		～の各要望内容をおおむね含む独占禁止法改正法案を第161回国会に提出した。改正法案においては、立入検査前の1番目の申請者については課徴金免除、2番目は50%減額、3番目は30%減額すること等としている。また、改正法の実施に際しては、立入検査前の1番目の申請事業者の従業員については、刑事告発しない方針を明らかにすることを予定。また、課徴金減免の対象事業者数は、3社までとした。これは、少なくとも3社からの報告があれば、事件の全体像を把握することに役立ち、また、事件の早期解明にも資するものと思料したものである。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200017	公正取引委員会	課徴金制度の強化	5122	51220096	11	米国	96	課徴金制度の強化	<p>全種類の違反者に対する課徴金を2倍に引き上げる。 10年以内にカルテルまたは談合活動を繰り返す会社に対して通常よりもはるかに高い課徴金を科す。 課徴金をカルテルまたは談合の違反行為が行われた期間、あるいは最低でも現在の上限3年よりもはるかに長い期間に発生した企業の共謀による全売上を対象にする。 課徴金命令の対象活動の範囲を生産量、市場占有率または顧客数を制限する共謀協定および不法購入カルテルに拡大する。</p>		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。	
z2200018	公正取引委員会	法人措置減免制度の導入	5122	51220097	11	米国	97	法人措置減免制度の導入	<p>公取委の捜査前にカルテルの存在を公取委に自主申告した最初の会社は課徴金を免除し、同社および、公取委に全面協力した同社の従業員をカルテルに係る刑事告発から除外する。 公取委の捜査に決定的な支援を提供した最初の企業のみまたは2社まで課徴金額を減免する。</p>		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200019	公正取引委員会	公正取引委員会の捜査効果の 向上	～ 独占禁止 法 該当法令なし	～ 現行法においては、犯則 調査権限は導入されておらず、 排除措置を命ずることができる 期間は違法行為終了後1年間 である。また、調査妨害等に対し ては、6ヶ月以下の懲役又は20 万円以下の罰金等の罰則が定め られている。 該当する制度なし	～ a d	～ 該 当分 類なし	～ の各要望内容をおおむ ね含む独占禁止法改正法案を 第161回国会に提出した。改正 法案においては、犯則調査権 限を導入することとした。ま た、排除措置命令を命ずること ができる期間を3年間に延長す ることとした。さらに、公正取 引委員会の行政調査をより実効 性のあるものとするため、調査 妨害等に対する罰則を引き上げ ることとした。 公正取引委員会は、国民生 活に与える影響の大きい価格カ ルテルや入札談合、あるいは社 会のニーズに的確に対応して、 IT・公益事業分野などといった事 件に重点的に対処しているところ。					
z2200020	公正取引委員会	犯罪の量刑の改善		我が国では、司法権を担う裁判 所について、憲法上高度の独立 性が保障されており、裁判所の 量刑判断について、政府として 関与できる立場にない。	c		我が国では、司法権を担う裁判 所について、憲法上高度の独立 性が保障されており、裁判所の 量刑判断について、政府として 関与できる立場にない。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200019	公正取引委員会	公正取引委員会の捜査効果の向上	5122	51220098	11	米国	98	公正取引委員会の捜査効果の向上	<p>刑事告発をするために公取委に犯則調査権限を与える。 公取委の捜査を妨害する会社およびその従業員に対する刑罰を強化する。 公取委が発する排除措置命令の法定期限を不法行為の終了後3年間に延長する。 明らかに競争過程を損なう行為に対し、公取委の捜査に優先権を与える。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。</p>	
z2200020	公正取引委員会	犯罪の量刑の改善	5122	51220099	11	米国	99	犯罪の量刑の改善	<p>刑事上の独禁法違反の量刑の改善を目指して、量刑が国際慣習および独禁法の根本的な目的に合致しているかを決定するために、法務省または他の関係政府機関が最高裁判所に独禁法違反を犯した個人の量刑の検討に着手するよう奨励する。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200021	公正取引委員会	独禁法の適用除外の減少	参考 (別紙)	現在存在する適用除外は15法律21制度(平成16年3月末)である。	c		公正取引委員会は、これまですべての適用除外について検討を行い、一定の結論を得たところである(平成8年3月末において30法律89制度存在した適用除外は15法律21制度まで縮減)。					
z2200022	公正取引委員会	公正取引委員会の強化	該当なし	該当なし	a	該当なし	<p>1. 公正取引委員会では、実務経験の蓄積や研修等を通じて職員の実務能力の向上を図るとともに、外部人材の活用にも努めている。このうち、外部人材の活用としては、大学院レベルの教育を受けたエコノミストの採用を進めており、2001年度以降現在まで、大学助教授を含む5名のエコノミストを採用している。</p> <p>(注)エコノミスト: 企業結合審査に係る経済分析 競争政策立案に係る経済分析</p> <p>2. 公正取引委員会では、職員を国内大学院及び海外大学院に経済学・経営学の研究員として派遣してきており、現在、国内大学院に1名、海外大学院に1名を派遣している。</p> <p>3. 競争政策研究センターにおいて、大学経済学部教授等7名を研究員等として任命し、経済分析等に係る研究活動を行っているところである。</p> <p>1. 競争政策の果たすべき役割については、平成13年5月の小泉内閣総理大臣所信表明演説の中で「市場の健全なる公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します。」とされ、また、今後の経済財政政策及び経済社会の構造改革に関する基本方針(平成13年6月26日閣議決定)において、「公正取引委員会の体制を強化し、その機能を充実させるなど、競争環境の積極的な創造や市場監視の機能・体制を充実させ、競争政策を強力に実施する。」とされているところであり、その期待されている役割は従来にも増して高まってきている。</p> <p>公正取引委員会の体制強化については、その後、規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)等第2次の閣議決定等において確認されている。</p> <p>上記の状況を踏まえ、平成16年度予算においては、審査部門及び下請法運用部門を中心に35名の増員が認められた。また、平成17年度予算要求においては、国会にて継続審議中の独占禁止法改正(案)を踏まえて独占禁止法違反事件審査体制の強化を中心に76名の増員要求及び増員の前提要求を行っているところである。</p> <p>今後についても、上記閣議決定等を踏まえ、所要の体制強化を図る所存。</p> <p>また、政府の掲げる規制改革と競争政策の積極的展開という基本方針に即し、平成17年度予算要求において特に次の4つの課題 迅速かつ実効性のある法運用、競争環境の積極的な創造、ルールある競争社会の推進、競争政策の運営基盤の強化、に取り組むこととし、これに要する前掲的経費及び一般政策経費について総額約83億75百万円(前年度比約5億56百万円、約7.1%の増)の要求を行っているところ。</p> <p>(参考1)平成16年度予算要求においては事務総局全体で63名の増員 (参考2)平成17年度要求における増員の部門別内訳は、審査部門が6 (参考3)平成17年度要求における増員の前提要求は、審判官2人、官 上訴審長表示監督官 上訴審査部門長(審判担当)、特別調査官、 (参考4)平成17年度概算要求の内訳</p> <p>迅速かつ実効性のある法運用 51.7百万円 競争環境の積極的な創造 11.3百万円 ルールある競争社会の推進 24.1百万円 競争政策の運営基盤の強化 32.4百万円 その他 7,71.9百万円 計 8,374百万円</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200021	公正取引委員会	独禁法の適用除外の減少	5122	51220100	11	米国	100	独禁法の適用除外の減少	独禁法の適用除外を可能な限り制限することを目指して、範囲の制限や削除ができないかを決定するために、公取委に独禁法の適用除外を見直させる。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。	
z2200022	公正取引委員会	公正取引委員会の強化	5122	51220101	11	米国	101	公正取引委員会の強化	高等経済学位のための職員の派遣および外部の経済学者の公取委職員、または特定の捜査案件の顧問としての臨時雇用を通じたものを含む大学卒業後の経済研修を受けた職員の数を増やす。 公取委の職員および予算を実質的および安定的に増やし続ける。		日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200023	公正取引委員会	独占禁止法遵守の促進	-	公正取引委員会では、独占禁止法上問題となる行為を明らかにし、違反行為の未然防止を図る観点から、必要に応じガイドラインを策定するとともに、競争環境の変化や公正取引委員会の違反事件処理の経験等を踏まえ、既存のガイドラインを適宜機動的に見直すこととしている。	b	-	公正取引委員会は、独占禁止法改正法案が可決・成立し、施行された場合、違反行為に対する措置が強化される一方、課徴金減免制度が導入されることから、独占禁止法遵守の体制整備がますます重要になることを、改正法の広報活動を通じて更なる普及・啓発に努めていくこととする。 引き続き、必要に応じガイドラインを策定するとともに、既存のガイドラインを適宜機動的に見直す。					
z2200024	公正取引委員会	公正取引委員会の施行活動の 手続きの公平性の向上	該当なし	該当なし	a b	該当なし	1 公正取引委員会は、各種研修を通じて、職員の知識・能力の向上に努めるとともに、法曹界からの人材の積極的な受入れに努めてきている。現在、公正取引委員会では、9名の法曹資格者を受け入れている。このうち1名は裁判官で審判官を務めている。 2 今般、課徴金算定率の引上げ等と内容とする独占禁止法改正案が秋の臨時国会に提出されたところであるが、経済界からは、独占禁止法の執行力を強化するならば、審判の一層の適正手続を確保すべきであるとして、審判官に法曹資格者を加えること等が強く主張されている。 3 また、近年の課徴金算定率の引上げや刑事罰の強化、自治体等の独占禁止法違反行為に対する意識の高まり、厳しい経営環境等を背景として、事業者の独占禁止法に対する防御姿勢が高まっており、審判開始件数が急増している。 4 上記を踏まえ、平成17年度機構・定員要求において、法曹資格者を加えることを前提に審判官2名の増設を要求しているところである。 (参考1) 現行の独占禁止法では、審判官の定数を「五人以内」と定めているが、改正法においては「政令で定数を定め」と変更することを予定している。 (参考2) 現行の審判官5名のうち、法曹資格者は1名(判事経験者)。2名の増設が認められた場合、合計7名のうち3名を法曹資格者とする予定。 警告の公表に当たり、あらかじめ意見提出の機会を付与することを検討することとしている。	「警告の公表に当たり、あらかじめ意見提出の機会を付与すること」を検討することとしている」との回答について、検討の場、検討内容及び検討終了の目途について明確にされたい。	a b	該当なし	公正取引委員会事務局内において、警告の公表に当たり、あらかじめ意見提出の機会を付与することの検討を行っているところ。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200023	公正取引委員会	独占禁止法遵守の促進	5122	51220102	11	米国	102	独占禁止法遵守の促進	<p>経済団体および同業者組合と共に、会員会社が社職員が独禁法違反行為を防止する効果的プログラムを採用するよう奨励する公取委の試みを強化する。</p> <p>引き続き会社が独禁法を順守するのを奨励するために、引続き独禁法の新たな指針を発布するか、または既存のものを更新あるいは拡大する。</p>		<p>日本経済における競争の保護および促進の成功は、反競争的行為を効果的に抑止するため 厳しい制裁を制定し、反競争的慣習を暴くための最新捜査手段を公正取引委員会（公取委）に与える強力な独占禁止法（独禁法）に掛かっている。独禁法の施行が最も効果的になることを保証するため。</p>	
z2200024	公正取引委員会	公正取引委員会の施行活動の手続きの公平性の向上	5122	51220103	11	米国	103	公正取引委員会の施行活動の手続きの公平性の向上	<p>審判官を務める裁判官および弁護士の数を増加することにより、審判手続きにおける信頼を強化する。</p> <p>公取委の警告対象となる会社が、警告への反論を可能にする機会を与える。</p>		<p>施行行為が公平に適用されているという確信を経済界が持てば、経済界における公取委の権威および信頼性を最も確保できる。公取委の施行活動における信頼を向上させるために、米国は日本に要望する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200025	公正取引委員会	官製談合対応策の強化	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律	いわゆる官製談合問題については、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律が制定され、平成15年1月から施行されている。最近では、平成16年7月に新潟市に対して改善措置要求を行った。今後も、発注官庁の職員の関与が明らかになった場合には、同法に基づき厳正に対処。 法令上可能な範囲で対応することとしている。	b d	該 当分 類なし	自民党独占禁止法調査会において、平成16年10月に官製談合をより効果的に防止する観点から入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の見直しの検討を開始し速やかに結論を得る、とのとりまとめがなされ、検討が行われているところ。 公取委による審査の結果、発注者の関与が認められた場合には、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に基づき、発注者に対し、事実関係(氏名を含む。)を説明するとともに、改善措置要求を行うこととなる。また、当該発注者から、同法に基づき「資料の提供その他必要な協力」を求められた場合には、法令上可能な範囲で協力することとしている。また、検察庁から捜査協力の依頼があった場合には、法令上可能な範囲で協力することとしている。					
z2200026	国土交通省、公正取引委員会	行政措置減免制度の導入		現在、公正取引委員会に対して談合の申告をした場合に課徴金を減免する制度の導入を含む独占禁止法改正法案が審議されているところである。同法案に基づく課徴金減免制度の適用を受けた業者に対する指名停止の取扱いについては、「指名停止の免除」の是非を含め、「関係省庁」(発注機関)が検討するべきものである。	b		b 独占禁止法改正法案が審議中であるため(平成17年1月の第162回通常国会において審議見込み)					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200025	公正取引委員 会	官製談合対応策の強化	5122	51220104	11	米国	104	官製談合対応策の強化	<p>政府の事業に関して談合を扇動したまたは扇動を試みた政府職員に対して、必要に応じ新たな刑事規定を含むより厳しい制裁を打ち出す。</p> <p>公取委が、扇動した、または扇動を試みた、あるいは談合活動に関与した疑いのある政府職員の氏名を公取委のけん疑の根拠となった証拠と共に、検察庁および関係機関に報告する。</p>		<p>談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。</p>	
z2200026	国土交通省、 公正取引委員 会	行政措置減免制度の導入	5122	51220105	11	米国	105	行政措置減免制度の導入	<p>談合活動の自主報告の奨励を目指して、国土交通省（国交省）および他の関係政府機関の下で行われる下記の対策を含む制度を採用する価値を検討する。</p> <p>関係省庁または公取委に進み出て談合の存在を報告した最初の会社に対して、指名停止を含む行政制裁を免除する。</p> <p>措置減免の自己申告者の身元が明るみに出ないようにする適切な処置を講じる。</p>		<p>談合は、日本経済において、引き続き重要な問題である。談合は、必要な改革の基礎を危うくし、消費者、納税者ならびに最も効率的な入札者の利害を損なうものである。官製談合は、政府職員が日本における法の愚弄および競争文化の創造の基礎を危うくすることに直接関与するので、特に有害である。談合に効果的に対応するために、米合衆国は日本に以下のことを要望する。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z2200027	公正取引委員会	競争的方法による民営化	該当法令なし	該当する制度なし	該当 分類なし	該当 分類なし	民営化の過程にある政府の所有機関によって、独占禁止法違反行為が行われた場合には、同法に基づき厳正に対処していくこととする。					
z2200028	公正取引委員会	規制改革において競争を促進	該当法令なし	<p>該当する制度なし</p> <p>平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、今後の規制改革の在り方として、公正取引委員会による競争政策の観点からの関係府省に対する要請事項についても、規制改革推進機関へ情報提供されていく仕組みを作る、規制改革と公正競争推進は一体であることから、規制改革推進機関と公正取引委員会は、引き続き密接な協力体制を維持していく、とされている。</p>	該当 分類なし	該当 分類なし	<p>公正取引委員会は、要請があれば、分野別改革を検討する規制官庁により召集される検討委員会の活動に参加することとしている。また、事業者間の公正かつ自由な競争を促進する観点から、事業活動に影響を与えている政府規制や各種の制度等について、独占禁止法違反事件の処理結果や取引の実態を踏まえた改善策の提言を行うとともに、規制改革が進んでいる分野において新規参入の促進等を図るため、独占禁止法上問題となる参入阻害行為等を明らかにしたガイドラインの策定等を行うなど、競争環境の積極的な創造に努めている。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、規制改革・民間開放推進会議と円滑な連携を図っていく。</p>					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z2200027	公正取引委員会	競争的方法による民営化	5122	51220109	21	米国	109	競争的方法による民営化	それらが反競争的な排他的行為に従事しないことを保証するために、公取委が民営化の過程にある政府の所有機関を入念に監視することを保証する。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。	
z2200028	公正取引委員会	規制改革において競争を促進	5122	51220110	11	米国	110	規制改革において競争を促進	公取委が、分野別改革を検討する規制官庁によって召集された検討委員会の活動に関与する。 とりわけ、規制された分野において競争を促進する方法についての公取委の分析および勧告を伝えることにより、公取委に積極的に規制改革・民間開放推進会議を援助させる。		競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による親競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。	